

暮らしの情報箱

はがきなどで
申し込む場合
の記入例

- 1 催しなどの名称
- 2 〒住所
- 3 氏名(ふりがな)
- 4 年齢(学年)
- 5 電話番号
- 6 その他必要事項

※費用が記入されて
いない催しなどは
原則無料です

福祉

応急小口資金の貸付

病気治療、区内転居など一時的な資金にお困りの方へ一定期間無利子でお貸しします。詳細はお問い合わせください。

① 次の全てに該当する方

- ① 区内に3か月以上在住
- ② 世帯の収入が一定基準以内
- ③ 勤務先に貸付制度がない
- ④ 税金などの未納がなく、収入があり返済が確実

● 貸付限度額

1世帯18万円(特別な場合は45万円)

※10万円を超える貸し付けには連帯保証人が1人必要です

● 連帯保証人 東京都、神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨県に引き続き1年以上在住し、保証能力のある方

福祉管理課課長 藤原

☎5744-1245 FAX5744-1520

カード形式の障害者手帳の交付申請を受け付けています

希望する方へ、カード形式の障害者手帳を交付します。必要書類など詳細は区HPをご覧ください。お問い合わせください。



詳細はコチラ

① 身体障害者手帳、愛の手帳を持っているか、新規申請をする方

② 精神障害者保健福祉手帳の更新か新規申請をする方

③ 管轄の地域福祉課へ必要書類を持参

福祉管理課障害者支援担当

☎5744-1251 FAX5744-1555

国保・後期高齢者医療・介護保険

高額療養費の支給など

① 高額療養費の支給

該当者には、診療月の3か月後以降に申請書を郵送します。

※診療月の翌月1日から2年を経過すると時効となり、支給されません

② 限度額適用認定証の発行

医療機関で提示すると、1か月の自己負

担が医療機関ごとに限度額までとなります。

① 次のいずれかに該当する方

- ・69歳以下
- ・70～74歳で住民税非課税世帯
- ・70～74歳で住民税課税世帯のうち、現役並みⅠかⅡに該当
- 申請に必要なもの
- ・国民健康保険証
- ・公的な身元確認書類(顔写真付き)
- ・マイナンバー確認書類
- ・印鑑(スタンプ印不可)
- ・課税証明書など(令和2年1月2日以降に転入の方のみ)

② 高額医療・高額介護合算制度

令和元年8月～2年7月に支払った医療・介護保険の自己負担額を合算し、基準額を超えた金額を支給します。申請先は7月31日時点で加入している医療保険の窓口です。該当者には、2～3月に申請書を郵送します。

※社会保険などの医療保険に加入している方は、介護保険課給付担当(☎5744-1622 FAX5744-1551)で介護保険自己負担額証明書の交付を受け、各医療保険の窓口へ申請してください

③ ジェネリック医薬品差額通知の送付

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に軽減できる自己負担額を、該当者へ12月中旬に東京都後期高齢者医療広域連合からお知らせします。

☎123 国保年金課国保給付係

☎5744-1211 FAX5744-1516

☎34 国保年金課後期高齢者医療給付担当

☎5744-1254 FAX5744-1677

令和2年中の年間納付済額通知の送付

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の保険料納付済額を、はがきでお知らせします。国民健康保険料は、世帯主に世帯全員分をお知らせします。※郵送のみ。電話での回答は行いません

世帯の構成	納付方法	送付時期
① 世帯全員が64歳以下	国民健康保険料を11月末日現在、口座振替で納付	12月末頃
② 上記①以外の世帯		1月末頃

☎国民健康保険料

= 国保年金課国保料収納担当

☎5744-1209 FAX5744-1516

後期高齢者医療保険料

= 国保年金課後期高齢者医療収納担当

☎5744-1647 FAX5744-1677

介護保険料=介護保険課収納担当

☎5744-1492 FAX5744-1551

子ども

児童手当の年末年始の手続き

◆ 年末年始の申請受け付け

12月29日～1月3日は、窓口での申請受け付けができません。電子申請の方法は、区HPをご覧ください。12月に生まれたお子さんや転入した方の申請期限は下記のとおりです。

異動日※	「支給開始月が1月」 となる申請期限(必着)
12月1～13日	12月28日 (電子申請は31日)
12月14～20日	1月4日
12月21～31日	異動日の翌日から起算して 15日目 (15日目が土・日曜、休日の場合は翌開庁日)

※ 誕生日、前住所地の転出予定日など

◆ 支給開始月

申請した月の翌月分から支給します。ただし、申請が異動日の翌月になった場合でも、異動日の翌日から15日以内の申請であれば申請した月の分から支給されます。早めの申請をお願いします。

☎子育て支援課子ども医療係

☎5744-1275 FAX5744-1525



税

タックスアンサーをご利用ください

国税庁HP「タックスアンサー」では、よくある税の質問と一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。キーワード検索もできます。確定申告書の作成の際は、ぜひご利用ください。

☎大森税務署 ☎3755-2111

雪谷税務署 ☎3726-4521

蒲田税務署 ☎3732-5151



詳細はコチラ

住民税・軽自動車税の納付案内

電話や訪問で納め忘れの案内を行っています。訪問員が現金をお預かりすることはありませんので、ご注意ください。

☎大田区納付案内センター

☎5744-1596

都税事務所からのお知らせ

◆ 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は12月28日です

◆ 年末年始の窓口業務

12月29日～1月3日は、都税事務所・支所・支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所の業務を休止します。この期間の申告書・申請書の提出は、「申告書等受箱」をご利用ください。

☎大田都税事務所 ☎3733-2411

相談

離婚と養育費に関わる総合相談

無料の弁護士相談です(1人1時間)。離婚前後の生活相談もお受けします。※会場は申し込み時にお伝えします

☎未成年のお子さんの保護者

☎2月6日(土)午前10時～午後4時

☎先着12名

☎12月1～28日に問合先へ電話

☎福祉管理課調整担当

☎5744-1244 FAX5744-1520

HP・PRツール作成支援 PiOデザイン工房

会社やお店のHP、展示パネル、販促パンフレットなどの作成を支援します。

☎区内中小事業者

☎火・水・金曜 ※休日、年末年始を除く

① 午前10時～11時45分

② 午後1時～2時45分

③ 午後3時15分～5時

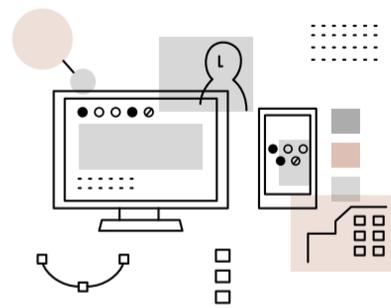
☎産業プラザ

費1回5,500円

☎問合先へ電話

☎(公財)大田区産業振興協会

☎3733-6144 FAX3733-6459



令和3年度新1年生の区立小中学校への就学 指定校の変更と区域外就学

お住まいの住所によって就学する小中学校が指定されていますが、下記の申請対象事由に該当する場合は、指定校変更の申請ができます。

● 指定校変更の申請対象事由

- ① 入学から1年以内に希望校の通学区域へ転居予定
- ② 自宅から指定校・希望校への通学距離の差が一定以上あり、最も近い学校に入学したい
- ③ 定期的に通院治療を要する慢性疾患があり、希望校への通学が望ましい
- ④ 希望校に兄弟が在籍している
- ⑤ 下校後の預かり先に都合がよい(小学生のみ)
- ⑥ 性格的に配慮を要するため友人と同じ学校に入学したい
- ⑦ 指定校には無い部活に入部希望(中学生のみ)

※申請事由により、優先度があります。そのほかやむを得ない事情がある場合はご相談ください

● 申請の受け付け

▶ 日時 12月11・14～16・19・20・22・24・25日、午前9時30分～午後3時30分

※受付日に申請できない方はお問い合わせください

▶ 会場 ニッセイアロマスクエア5階(蒲田5-37-1) ※12月19・20日は区役所本庁舎2階

▶ 問合先 学務課学事係 ☎5744-1429 FAX5744-1536



● 指定校変更の学校別対応

	希望校	新入生上限数	
小学校	山王、梅田、池雪	指定校変更での受け入れは不可	
	調布大塚、洗足池、清水窪、北菟谷、西六郷	65名	
	東六郷	75名	
	大森第四、大森第一、大森第三、馬込第二、池上、蒲田	95名	
	開桜、馬込、徳持、入新井第二、東調布第一、田園調布、東調布第三、雪谷、矢口西	110名	
	馬込第三、久原、松仙、小池	130名	
	高畑	150名	
	嶺町	165名	
	中学校	石川台	75名
		大森第二、大森第四、雪谷、大森第十、安方、六郷、東蒲	150名
大森第八、大森第三、志茂田		190名	

※希望者多数の場合は抽選

※小学校は、通学区域内の児童数で制限学級数を超える場合、新入生上限数を変更する場合があります